

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月30日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第5号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(研究職給料表の適用範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>(研究職給料表の適用範囲)</p> <p>第2条 研究職給料表の適用を受ける機関又は部課等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 五色台少年自然センター自然科学館</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。